

固定資産（償却資産税）の修正申告について

当社は、固定資産税のうち償却資産にかかる申告内容に誤りがあり、申告額が過少であることが認められました。直ちに再計算により修正申告を行い、不足税額の納付手続きを完了しましたのでお知らせいたします。

1. 事案の概要等

- ・償却資産のうち取替資産（※）の評価額に関する計算に誤りがありました。固定資産税においても取替資産の評価額は取得価額の50%を下回らないと規定されているにもかかわらず、誤って50%を超えて評価額を減額し算定しました。したがって、評価額（課税標準額）が過少のまま申告しておりました。
※法人税減価償却の償却方法を「取替法」で届け出ている資産。部分取替に要する費用を修繕費等で処理するとともに償却限度を50%とします。
- ・2017年～2021年の申告分について大阪市へ修正申告を行い、167百万円の追加納付の手続きを済ませております。（過年度分130百万円は納付済、当年度分37百万円は以降の所定納期限に納付します。）

2. 発生原因

- ・固定資産税のうち償却資産税の評価方法（取替資産の評価額は50%が下限）を掌握していなかったこと

3. 再発防止策

- ・当社は、今回の事態を真摯に受け止め、償却資産税の評価方法を理解・周知に努めるなど内部統制の徹底も含めて、再発防止に努めてまいります。

今回の事態により、株主・当該自治体ならびに関係者の皆様にご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

以 上

【お問い合わせ先】

関西高速鉄道株式会社 総務業務部経理課
TEL 06-6485-8721